

第5章 計画の基本方針

5-1 都市の概況の整理

計画の基本方針を策定するにあたり、緑に関連する本町の概況を整理します。

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、幸田町全域で、西三河都市計画区域の一部（幸田町の区域）となります。

■計画対象区域

項目	行政区域	都市計画区域
計画対象区域	幸田町全域	西三河都市計画区域の一部 (幸田町の区域)

(2) 対象区域等の人口

本町の平成20年10月1日現在の人口は37,269人、市街化区域内の人口は21,749人となっています。

■対象区域の人口

区分	現況	備考
総人口	37,269人	・住民基本台帳
市街化区域内人口	21,749人	・愛知県統計資料

(3) 対象区域等の規模

本町の市街化区域の面積は585haで行政区域面積(5,678ha)の10.3%となっています。

■行政区域及び市街化区域の規模

区分	現況 (平成20年)	割合(%)	備考
市街化区域	585ha	10.3	
行政区域 (都市計画区域)	5,678ha	100.0	

5-2 基本理念・緑の将来像の設定

1. 基本理念

本町は、東部及び南部を遠望峰山・三ヶ根山を中心とする三河湾国定公園などの山並みに囲まれ、里山の緑や河川、市街地周辺を取りまく農地やため池などにより、緑の景観が広がっています。これらの豊かな自然環境は本町のかげがえのない財産であり、時代を超えて継承していく必要があります。

今後もこの恵まれた環境を維持するとともに、緑の拠点となる既存の資源を積極的に活用し、多様なニーズに対応した公園や緑地などがバランスよく配置された緑豊かなまちづくりを進めていきます。

さらに、町をとりまく社会情勢の変化に対応し、水害や地震などの危険から地域を守るための安全なまちづくり、少子高齢社会に対応した人にやさしいまちづくり、地球温暖化防止のため二酸化炭素の削減など、地球環境や地域環境に配慮した緑の保全・創出・育成を進めていきます。

これらのことから、本町は、恵まれた緑の環境と共生したコンパクトな市街地形成により、豊かな緑に包まれた快適な暮らしができるまちづくりをめざし、緑の基本計画のテーマを『豊かな緑に包まれた快適生活環境都市』とします。

■上位計画等のまちづくりテーマ

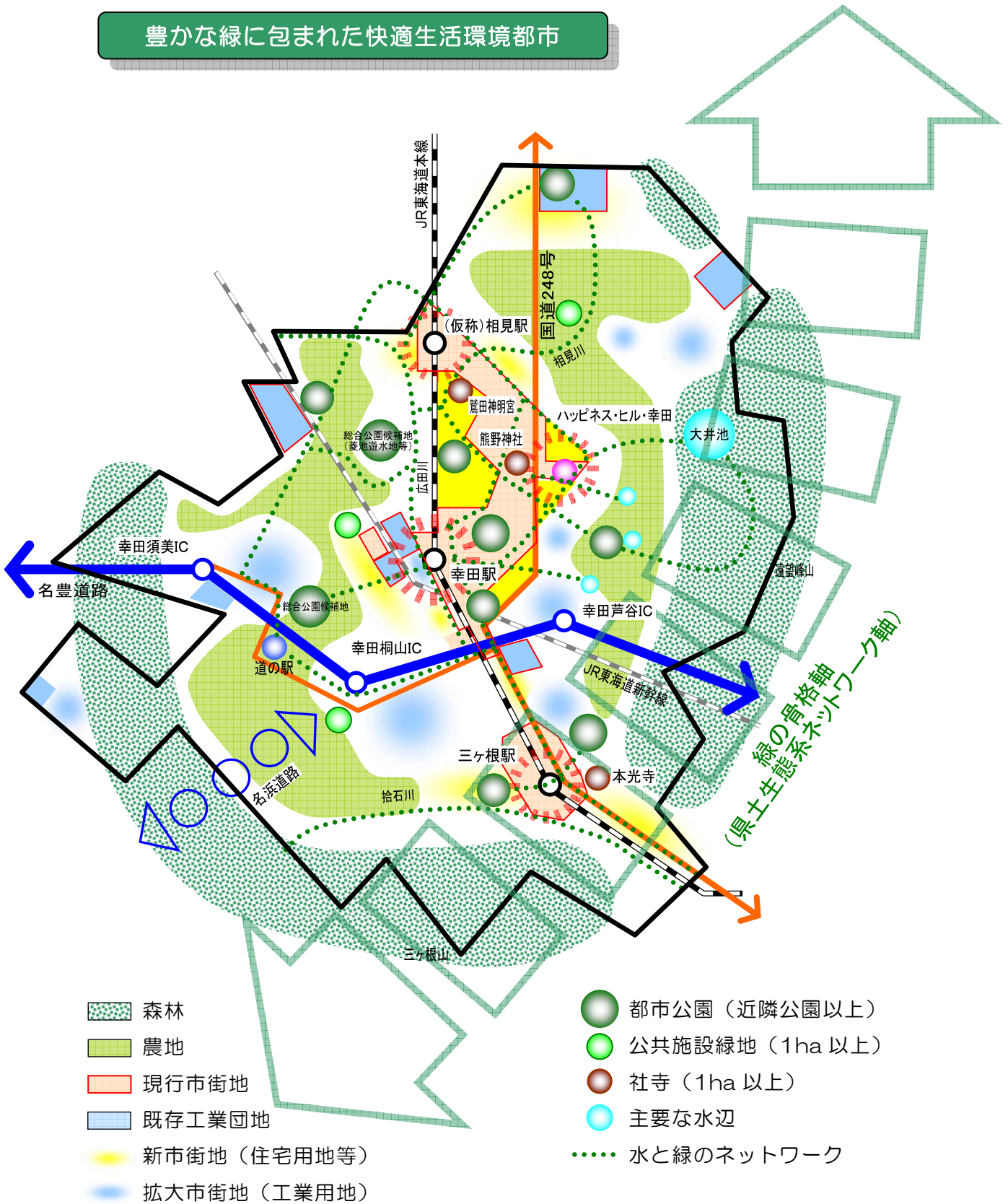
名 称	まちづくりテーマ等
愛知県広域緑地計画基本方針	都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり
美しい愛知づくり基本計画	未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”
第5次幸田町総合計画	人と自然を大切にする緑住文化都市
幸田町都市計画マスタープラン	
幸田町環境基本計画	みんなでつくろう四季とふれあう美しいまち

緑の基本計画のテーマ

豊かな緑に包まれた快適生活環境都市

2. 緑の将来像

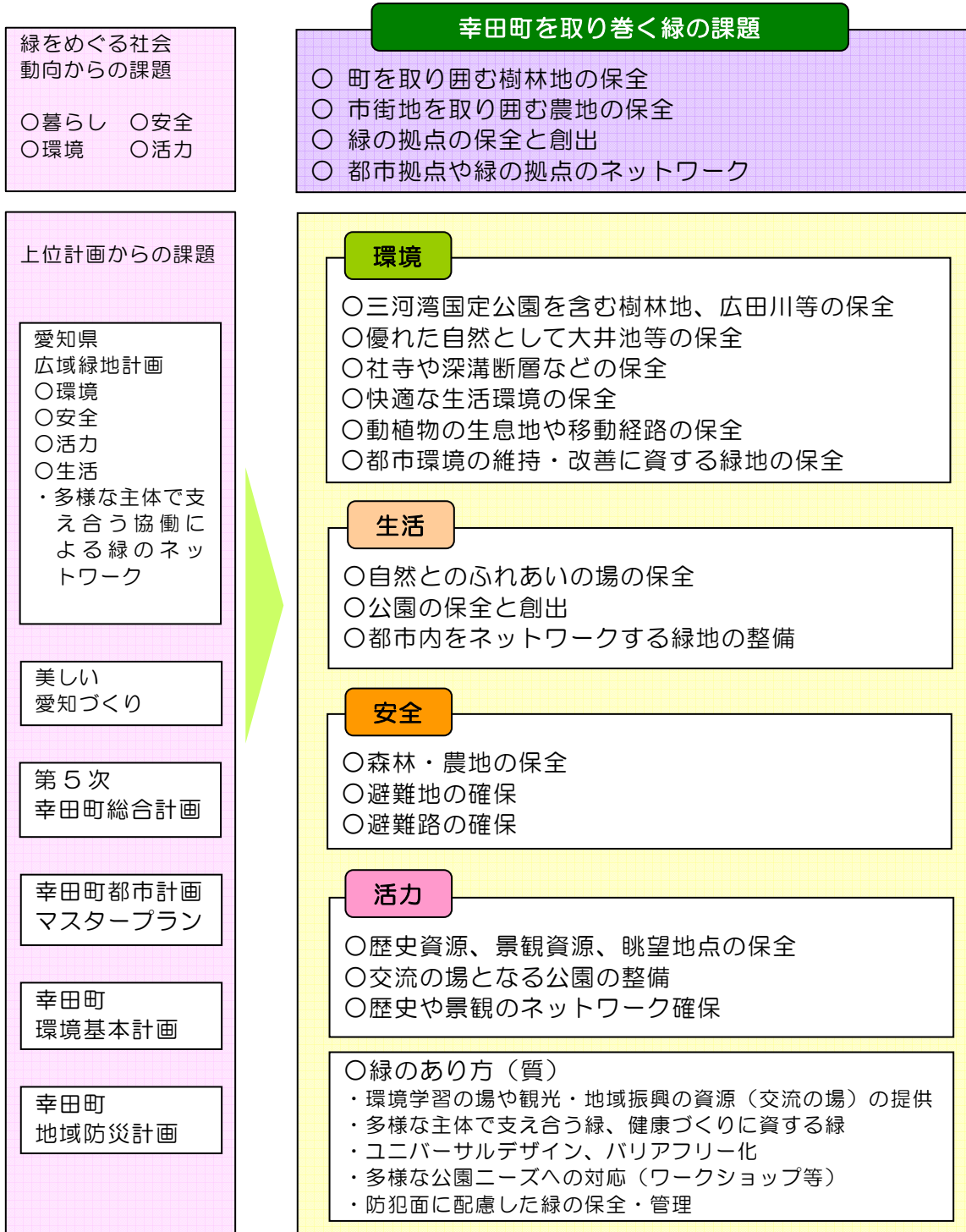
豊かな緑に包まれた快適生活環境都市



5-3 基本方針の設定

1. 緑の課題の整理

先に整理した緑の課題を上位計画である愛知県広域緑地計画基本方針等を踏まえ、「環境」、「生活」、「安全」、「活力」をキーワードとして、緑の課題を整理します。

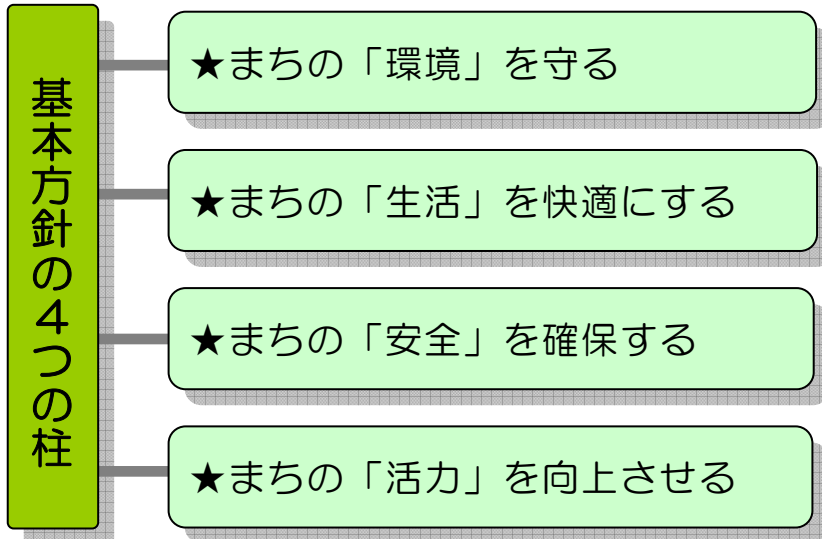


2. 基本方針の設定

基本方針は、本町の緑の現況や課題を踏まえる中、基本理念にもとづき、緑の将来像を実現するため、以下に示す4つの柱で構成します。

緑の
基本計画
のテーマ

豊かな緑に包まれた快適生活環境都市



【柱を支える緑の土台】

区分	緑を守る	緑をつくる	緑をつなぐ	緑を育てる
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・三河湾国定公園などの森林保全 ・里山や農地の保全 ・広田川などの河川やため池の保全による生物多様性の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川を軸とした公園・緑地づくり（生態系の維持） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地や公共公益施設の緑化による都市環境の保全と環境意識の向上
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園の整備（健康づくり） ・多様なニーズに対応した公園整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑道などによる公園緑地のネットワーク形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等による公園緑地の維持管理 ・街並みの緑化の推進
安全	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害を防ぐ森林の保全 ・洪水や土砂災害を防ぐ森林や農地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難地となる公園等のオープンスペースの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路となる道路や緑道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地や公共公益施設の緑化による災害に強い都市づくりと防災意識の高揚
活力	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史資源の保全 ・景観資源の保全 ・眺望地点の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の場となる公園等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史や景観資源のネットワーク形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地や公共公益施設の緑化による景観形成

1 まちの「環境」を守る

まちの「環境」を守るため、都市の骨格を形成し、希少種をはじめとする野生動植物の生息域となり、歴史的風土を形作り、快適な生活環境の創出とヒートアイランド現象の緩和等の機能を持った緑地の保全と緑化の推進を目指します。

具体的には、本町は遠望峰山、三ヶ根山を中心として広がる「三河湾国定公園」をはじめとして、町域を取り囲む良好な森林などにより生物多様性の基盤が形成されており、また、広田川をはじめとする柳川、相見川、尾浜川、赤川、須美川などの河川が生態系のネットワークとして機能していることから、その保全を目指します。

さらに、優れた自然を有する大井池及びその周辺の樹林地や固有の歴史的風土を形成する本光寺など、本町の特性を表す資源の保全を目指します。

快適な生活環境として、都市公園や緑地などの保全と、生産力の高い農地など優れた営農環境の保全を目指します。

また、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の維持・改善のため、樹林地、河川、農地、ため池、社寺林、都市公園、街路樹、公共公益施設や民有地などの緑の保全・創出により、「都市環境」を守ることを目指します。

■まちの「環境」を守る緑地の対応方針

- 三河湾国定公園を含む樹林地や広田川等の保全
- 大井池などの自然や本光寺などの歴史的資源の保全
- 都市公園など、快適な生活環境を提供する緑地の保全
- 優れた営農環境の保全
- 都市環境の維持・改善に資する緑地の保全

2 まちの「生活」を快適にする

まちの「生活」を快適にするため、自然とのふれあいに対する需要の高まりに 대응するとともに、日常的な利用や広域的なレクリエーション需要に応じた公園の整備を目指します。

日常の「生活」を快適なものにするためには、自然とふれあう場や子育て支援の場、高齢者の憩いの場などとなる公園緑地のバランスのとれた配置が求められます。このため、身近な公園として、街区公園などの適正配置と計画的な整備・管理を目指します。

また、本町の都市拠点（3駅プラス1）と、住民の交流の場や防災拠点となる拠点公園（近隣公園規模以上のもの）との交通ネットワークを強化し、街路や沿道の街並みの緑化推進を目指します。さらに、これと連携して、河川沿いの散策路の整備や緑化を推進し、水と緑のネットワークの形成を目指します。

なお、町民の利用をはじめ、町外との人々との交流を促進するため、総合的な公園の整備について、将来都市構造を見据えたなか、地域資源の活用等の視点にもとづき、適地の選定について検討していきます。

■まちの「生活」を快適にする緑地の対応方針

- 自然とのふれあいの場の保全
- 公園の適正配置と計画的な整備・管理
- 都市内をネットワークする緑地の整備
- 総合公園の適地選定

3 まちの「安全」を確保する

まちの「安全」を確保するため、水害や土砂災害、地震に対処し、災害に強い都市構造を構築する観点から、緑地の保全と緑化の推進を目指します。

具体的には、保水力を維持し、洪水や土砂災害を未然に防ぐための森林や農地の保全整備、洪水時に備えての河川や菱池遊水地の整備、水害や地震に備えての公園などの避難地とこれに連携した避難路の系統的な配置と整備を目指します。

また、公園や公共公益施設などの緑化とバリアフリー化、密集した市街地や避難路の沿道をはじめとした私有地の緑化、並びに町民の防災意識の向上に努めることにより、災害に強い都市づくりを目指します。

■まちの「安全」を確保する緑地の対応方針

- 森林・農地の保全・整備
- 河川や菱池遊水地の整備
- 避難地・避難路の系統的な配置と整備
- 公園や公共公益施設、私有地の緑化

4 まちの「活力」を向上させる

まちの「活力」を向上させるため、良好な景観を活かした交流の促進や観光の振興、町民の緑化の取り組みなどを通じたコミュニティ形成や地域活動の活発化を目指します。

具体的には、市街地を取り囲み市街地の背景となる緑地、文化財と一体となった緑地、鎮守の杜など郷土的景観を形成する緑地、ランドマーク・シンボルとなる緑地、良好な眺望地点等の特色のある緑地の保全を図るとともに資源として活用し、まちの「活力」の向上を目指します。

また、町の祭やイベント開催などによる活力を向上させる場、地域の交流の場となる公園の計画的な整備を図るとともに、歴史や景観資源のネットワーク化を目指します。

さらに、現在進められている緑化運動などを積極的に推進するとともに、学校における緑化教育の充実、各種緑化行事の推進等により、活発な地域活動を通じて、潤いのある街並みや農地の風景を演出し、豊かな緑に包まれた快適生活環境都市の実現を目指します。

■まちの「活力」を向上させる緑地の対応方針

- 歴史資源、景観資源、眺望地点の保全
- 交流の場となる公園の整備
- 歴史や景観のネットワーク確保
- 緑化教育の充実や各種緑化行事の推進